

『萬葉集』卷十三の編纂

垣見修司

はじめに

萬葉集卷十三は長歌を主体に編纂される二十卷中唯一の巻である。

ある。そして、本伝⁽¹⁾として題詞に作者が記される歌群はない。作者が記されるのは、異伝としてのものに限られるのである。その点で、まさに作者未詳の長歌群をまとめようとする意図が認められる。また、題詞や左注などの作歌事情も見られない歌がほとんどである。そのため、柿本人麻呂や山部赤人といった作者が明らかな歌に比べて、あまり考察の対象とされず、確かな読みが示されることさえないまま、取り扱われることが多い。もちろん、最近になつてようやく、卷十三に関する研究は進められている。しかしながら、所載の歌の趣はあまりにも多岐にわたり、それぞれの歌群について論じられる内容もまたさ

まざまである。それゆえ、結果として卷十三の全体像は把握していくものとなつており、現在は、各歌群において考察されてきたことが、総合されていない状況にある。

まずは、卷十三に関する論を概観し、卷十三理解のために、これまでの論点を整理することで、現時点でどこまでがわかっていることなのかを再確認したい。そして、各歌群についての不可解な問題を明らかにした上で、今後解明していかねばならない課題は何かということを見極めたい。

第一節 古さと新しさ

卷十三について、最近の研究でしばしば問題にされるのは、広がりを見せはじめ、さまざまな歌群を読み解く作業も着実に進められている。しかしながら、歌の古さとはつまり記紀歌謡や初期万葉から柿本人麻呂までの、第二期以前の歌という

ことであり、対する新しさは、おおむね第三期以降の万葉後期の歌ということである。

当初は、賀茂真淵が卷十三を卷一、卷二に次ぐ古撰とし、「考」に卷三として扱つた見方があつた。

考にいへる如く、此集の中に古き撰みと見ゆるは、一の卷・二の卷也、それにつぎては今十三・十一・十二・十四とする卷ども、同時撰ばれしうちならんとおぼゆ、何ぞといはゞ、其一・二には、古き大宮風(ブリ)にして、時代も哥主もするきをあげ、三には【今(アツ)の十三】、同じ宮風(ブリ)ながら、とき代も哥ぬしもしられぬ長哥を舉、四・五には【今(アツ)の十一・十二】同じ宮ぶりにして、代もぬしもしられぬ短哥を舉、六には【今(アツ)の十四】古き東哥(アツ)を舉て、卷を結びたるなるへし、(「別記一」)

この説は、卷十三のいくつかの歌に見られる古さを、そのまま卷の成立まで及ぼしているとも言えるが、一方で、かくて此卷は、其哥よめらんよしも、よめるぬしもしらで傳れる長哥ども也、そが中に古きをいはゞ、記に出し遠つ飛鳥の宮の前の日つきのみこの御哥ぞある、次に哥ぬししらへねど、必古き代の哥と聞ゆるあり、しか古へゆ奈良の宮の初めつ比までのうたなん載たる、(卷三「序」)

として、平城遷都後の成立であることを認めている。

近代以後の研究では、五味保義氏が卷十三を総合的に論じた先駆であり、問題の端緒が尽くされていると言える論考「万葉集卷十三考」において、

卷十三の長歌は謡ひものから創作へうつる過渡期の姿を示すものが多いと云へる。卷全体として歌の伝来の古さを思ふが、こゝにもそれが表はれて居るのである。⁽²⁾

とし、「伝来の古さ」を指摘する。五味氏は、卷十三の長歌を、「修辞上の考察(〔対句〕、〔対句式の序〕)」と「歌謡形式上の考察(〔句数〕、〔破調句〕、〔結末句の形式〕)」、「反歌」、「二連体(問答体)」、「並列体」の二点の表現形式から分析し、記紀歌謡に通じる「極めて古い」質を認め、「古体」とする。但し、五味氏の結論は、かならずしもすべての歌について古い歌がそのままに記されているとするものではなく、散見される表現の新しさにも言及している。それゆえに成立の古さではなく「伝來の古さ」とするのである。

遠藤宏氏もまた、卷十三の長歌に見られる古さを整理し、具体的な古さの質を「古態を示す要素」として次の五点を示した。

A 反歌を伴わないこと

B 末尾型式の不整

C 不整音句の著しさ

D 句数の少ない、所謂小長歌であること

E 記紀歌謡との間に、類歌関係があること、また、類句を持ち或いは発想を等しくすること⁽³⁾

これらは総じて、記紀歌謡や初期万葉の時代の長歌との共通点であり、古さの基準として妥当なものと言つて良い。

ただし、遠藤氏は、後にも触れるように、右の五点に歌の古さが認められるものの、卷十三の歌は、万葉の後期的性格をもつ表現が多用され、全体としては第三期以降の嘗為と見られるとの見解をとる。

近年の卷十三の研究は、記紀歌謡との類歌関係や発想の等しさから古いものとされてきた長歌が、必ずしも純粹な古さを示すものではないとする方向に進んできたと言つて良い。対して、歌の新しさについては、「幣帛を 奈良より出でて」と歌い出される三二三〇歌などが、平城遷都以後の作である可能性が極めて高い歌として早くから指摘されてきた。また、穗積朝臣老が配流された時の歌とされる三二四一歌も、養老六年（七二二）という時期に特定できるものである。さらに、表現の新しさとしては、「大王の命恐み」や、「天地の神」などがしばしば平城遷都以後の歌に見出されることが指摘されている。遠藤氏

は、他にも、「藤浪」「鶯」「白露・露」「置く露」「雁が音もとよみて寒し」その他の景物を基準として作品の成立年代を測定することも試みている。いずれも、その表現が用いられた時代が截然と限定できるわけではないが、やはり傾向として時代性が認められる以上、一つの指標として有効であると言えよう。

このように卷十三の歌は、いわば古さと新しさの中で揺れ動いてきた。古くからの研究も、それに気づいていなかつたわけではなく、五味氏は、卷十三の歌について、

一体に調がひくく、事件的な興味を惹くものが多く見受け
るがそれは歌の発生が新しいといふよりも発生より取載迄
の年月があり、そして取載された年月が余程新しくなつて
ゐると解すべきと思ふ。民謡の中に生きて多くの人の口を
伝つたものはさういふ傾向が多く、それでなければ伝りにく
いであらう。

という見方をしており、古い歌が発生してから、卷十三に記載されるまでに相応の時間が経過しているであろうことを推測する。太田善麿氏も、

ただ結論的には、本巻所収の作品は大まかに卷一・二のそれと共に年代の產にかかるものが中心となり、一部分

降つて天平の初めまでのものも追録されているらしいといふ程度の把握を超えることができまいという見通しもあるのである。⁽⁵⁾

と述べ、概ね古い歌が載せられているということを認めながらも、

これらの歌には、個性というべきものはない。むしろそれが何時何処ででも通用するように、わざと非個性化されている。しかも、その非個性化は、単純な前代歌謡の継承によって起こっているのではない。素材的に見ても、これが民謡などであり得ないことは前述もしたとおりであるが、要するに、より広い共感の地盤を確保する歌のあり方の追求に即して打ち出された一つの様式であつたと言える。特定作家による一回的な制作品たる長歌でもなく、また單なる民謡や歌謡詞章の継承でもなく、そしてまた特異な感受性にたのむ個性的短歌でも、また日常的詠嘆の詞句三十一音節でもない、別個の歌のあり方の一つの例がここに示されていると言えるであろう。

との見解を提示する。单なる民謡や歌謡と同様の古さを持つものでもなければ、かといって特定作家による個性的の一回的な創作歌のような新しさを示すものでもない中途半端さを指摘す

るのである。現在においても、おそらくは、こうした見方が、卷十三の歌についての、一つの結論として動かないのではないかと思われる。

加えて、長歌よりもむしろ反歌が新しさを感じさせることも、多くの研究によつて指摘されている。それはまず、卷十三の歌群に見出される長歌と反歌との結びつきの不自然さから言及される。

しかるに卷十三の長歌がかなり古体であり、破調結末であるのに猶普通の短歌調でうけ意味も打ち合はぬものがすぐ手に出ないものがある。所謂「後人」の附加があるのであつて、そこに又此卷の性質がうかゞはれる。(五味氏)つまり、長反歌の組み合わせが違和感を抱かせるために、すでに長歌が単独で作られていたものに、作者とは異なる立場の者が、反歌を後から付け加えたと推測するのである。たしかに、反歌が後から附加されているとおぼしき歌群は、卷十三に少なからず存在するが、その意図や根拠は一様ではないであろう。

前野貞男氏は、

卷十三の歌には、古い長歌に、それよりも新しい反歌が添へられてゐるものもあるといふ実相は、やはり、この巻が

当時ひろく愛誦された結果として、このやうな後加現象が招来されたものではなからうかと考へられるのである。⁽⁶⁾ と述べ、愛誦されるうちに、反歌が付け加えられていったと推測する。対して、大久間喜一郎氏は「内容上の不均衡な組合せをもつ長反歌」として、「三三三七・三三二九」、「三三四五・三二四六」、「三三五五・三三二五七」、「三三二六〇・三三二六一、三三二六二」、「三三一六三・三三二六四、三三二六五」、「三三一七〇・三三一七一」、「三三一七一・三三一七三」、「三三一九三・三三一九四」、「三三三〇五・三三〇六」、「三三三〇七・三三一〇八」、「三三三一〇・三三三一一」、「三三一四・三三三一五」、「三三三一四・三三三一六、三三三一七」の、少なくとも十三首の長歌に十六首の反歌があわせられている組み合わせを指摘し、

それは別個の短歌を反歌に推し当てたり、または全く新しい立場から反歌を創作するということであつたと思われる。あるいは更に積極的な立場として、古伝の長歌を新たな見立ての下に反歌を加えて新しい歌に仕立て直しをしてゆくということであつたと思われる。その場合、新しい反歌を加える際に、意識的に拡張された長歌の内容が極めて

初歩的な試みではあるが新しい物語化へ向かっているぎざしも見える。⁽⁷⁾ と述べている。単に、愛誦されていくうちに反歌が付け加えられていったというだけでなく、古伝の長歌を新しい歌に仕立て直したり、新しい物語化を試みたための作為とするのである。そして、顕著な例として、古事記歌謡と類歌関係にある「三三六三・三三六四、三三六五」の歌群を挙げ、それらを「流伝歌」とする立場から、

何にせよ、これらの反歌成立の由來を考えてみると、過渡期的なものながら、新しい物語化への企てに違ひなかつたということが、言えそうである。以上を省ると、歌謡の長歌化という点に、歌謡から和歌への足どりといふことが示されている。これが第一段の変化であるとすれば、反歌をつけることによって、在來の物語を別の観点から新しく物語化するということが第二段の変化と考えられる。なお、蛇足ながら付け加えれば、これら二種の反歌は、万葉における物語歌制作の機運の中で、一つの芸術的な試みとして、同じ時点に、或るサロンでなされたものかも知れない。

そして、それは恐らく天平の中期頃ではなかつたかと思ふ。歌謡の長歌化と、反歌附加による新しい物語化という二つの変化を捉え、そのような試みが為された時代について

も、天平の中期頃と見定める。

一方、後付けされた反歌について注目されるのは、他の巻に類歌を持つ歌が多いことから、まったく関係のない短歌を反歌として利用したと見られる点である。新たな物語化のために、反歌がまったく新たに創作されたのであれば、長反歌のつながりはそれほど不適切なものとはならなかつたであろう。その点で、後付けの反歌には、すでに存在していた短歌を再利用しつつ、新たな物語化を意図した跡を見ることが出来る。

小野寺靜子氏は、卷十三の反歌と他の歌の類歌関係を検討し、次のように言う。

私は卷十三の反歌に後期万葉歌人の歌との類歌があることから直ちに卷十三の歌が先行するものであるとし、後期万葉歌人の模倣を説くことから離れたいのである。たとえ、

万葉歌人が彼らの作品を卷十三の長歌の反歌として付合させたと考えることも出来るし、また、間接的に卷十一や十二から取り入れたとも考えられるのである。卷十三の反歌のあるものには、意識の上からいっても、後期万葉と同時に作り上げたものである。何によるものであつたかを強いて言えば、後期なくとも。何によるものであつたかを強いて言えば、後期

第二節 配列基準

さて、平城遷都後の、第三期以降に詠まれたであろう新しい歌も多く載録されていることがより明確になり、古撰と見られることもあつた卷十三の編纂の時期は、相応の時代まで下ると見なければならない。次に、編纂についての研究を概観する。

卷十三の編纂については、やはり地名が一つの基準となつて

代性を認め得ると考えられるのである。⁽⁹⁾

いることを見過ごすことが出来ない。五味氏によつて、相聞と

挽歌の部について、「大和近くの地名を有する作をはじめに置き次第に地方に及ぶ」と指摘された編纂意識は、阿蘇瑞枝氏によつて、より明確に規定される。

各部立内部の歌の配列に関して一括して言えることは、ま

ず日本の国といった総括的な地名が中心となつてゐる歌を最初にあげ、ついで三諸・泊瀬地方の歌から吉野にかかわる歌をあげ、さらに伊勢・近江・美濃という具合に、大和近辺から遠方へと配列されていることである。部立間の地名は共通しているわけではないから、雑歌では吉野から伊勢に統くのに、相聞では吉野と伊勢の間に難波がはいるといったことがあるが、共通した土地が部立間で逆の順序になつてゐるような例はない。⁽¹¹⁾

ある。

この推定は、卷十三の地名を持つ歌に対してもはまる編纂方針であったが、歌群配列の中に地名を持たない歌が混じることについての疑問に対しても、指針は与えられている。阿蘇氏によつては、

地名によつて配列されている歌の中に地名をもたない歌が挿入されている場合も、その歌の性格内容を検討してみれば、その位置が適切であつたことが知られるのであって、卷十三の編纂が、決して機械的なものでも良い加減なものでもなかつたことがわかる。

と述べられ、歌の性格内容に配慮した配列ということが示唆された。さらに、伊藤氏によつて、男歌と女歌という「作者に対する性別意識」が強くはたらいてゐることが明らかにされ、

万葉集卷第十三が、内面に、女歌・男歌への関心、季節へき合いを楽しむ物語的関心等々、折々にさまざまな基準を駆使しながら、表面に、終始、地名への関心を押し立て、地名による順序を第一等の配列基準としていること、そしてその配列基準には、古代国郡図式の次第を全面的に持ち込んでいることが明確になつた。⁽¹³⁾

と論じられる。第一に地名があり、第二の基準として、性別意識等の歌の内容にまで踏み込んだ姿勢が採られているのが、卷十三の編纂方針であると言う。このような編纂意識がいつの時代の所産であるのか、すなわち卷十三の編纂がいつ頃開始されたのかを、それだけを以つて問うことは困難であるが、阿蘇氏が、地名配列の基点となる大和の地名について、次のように指摘したことは注意しておいてよいであろう。

また、(三二三〇)の歌のように奈良遷都後の歌と思われるものがあるにもかかわらず、藤原京が基点になつてゐることとは注目すべきである。奈良から吉野へ、あるいは奈良山をこえて道行きの歌はあるが、奈良の地自身を舞台にしたことが明らかなる歌がないのも右のことと関連があろう。

平城遷都以後の歌がある以上、その編纂を平城遷都以前に遡らることは不可能であるが、各部立冒頭において、日本あるいは大和地方全体を指した「大和の国」等の地名に統いて載せられるのは、「小墾田」や「三諸」、「神奈備」「泊瀬」といった飛鳥および藤原京周辺の地名を持つ歌群である。そして、何よりも、奈良の都そのものを詠んだ内容の歌群がないことは、卷十三が全体として古さを感じさせる卷であることの大きな要因であつたと思われる。

そして、編纂段階での大きな特徴に挙げておかねばならないのは、卷十三はあくまでも、作者未詳歌卷であるということである。太田善磨氏は、次のように述べる。

作者・作品の出自等の伝えについての特徴＝この巻の歌の作者は、ほとんど全部不詳である。中には例外的に「備後國神島浜調使首見」屍作歌」(13・三三三九～四三)という詞書をもつもの―ただし、「或本歌」として一もあり、また「柿本朝臣人麿歌集歌曰」(13・三二五三～四)もしくは「柿本朝臣人麿之集歌」(13・三三〇九)とことわつたものもあり、あるいは「検古事記」曰、件歌者木梨之輕太子自死之時所_レ作者也」(13・三二六三)とか、「但此短歌者或書云、穗積朝臣老配於佐渡之時作歌者也」(13・三三四一)とか、「但或云、此短歌者防人之妻所_レ作也、然則応知長歌亦此同作焉」(13・三三四五)などいう註を伴なうものもあるが、共通して言えることは、それらの記載がすべて「或本」「或書」「或」もしくは固有名詞たる人麿集や古事記など、他書にかけて伝えられていることであつて、本集独自の所伝を立てて決定している例を見出さないのである。

卷十三の編纂が、一時になされたものではなく、段階を経て現在の形になつたことは、注記の内容や、異伝歌掲出の在り方から

容易に推測されることであるが、本伝として載せられる歌に、本伝の題詞や注記として作者が明記されるものがないとする右の指摘は、編纂開始段階での方針を明らかにする成果と言えよう。作者未詳の歌のみを載せようとしたということは、一方で卷十三に、各部立の歌として歌群が載録される基準は、あくまでも本伝に求められること—言い換れば、異伝が、載録された部立の歌として認められなくても、異伝が属する本伝さえ当該部立の歌として認められれば良いということ—と、軌を一にする編纂の方針として良いであろう。

かくして、編纂開始の段階で採られた方針として、次の三点が確認されよう。

- ① 地名を第一の配列基準とし、歌の内容を二次的な基準とすること。
 - ② 作者未詳の歌群であること。
 - ③ 本伝の内容を基準として、各部立に分類すること。
- ④は、当然のこととも言えるが、卷十三にあつては、「雜歌」の部に、相聞らしき歌群が載せられていたり、「相聞」の部に挽歌らしき歌群が載せられていたりするように、載録された歌群と、その歌群の所属する部立の趣が必ずしも一致しない例を見ることがあるだけに、明確にしておかねばならない。一見、部

立にそぐわないような内容が歌われている歌群であつても、編纂段階で、当該の部立に属する歌として認識されていた必然的な根拠を推測してみることが求められるのである。

それでは、第一次の編纂を経て卷十三の原形がまとめられたのは、いつ頃であろうか。もとより、特定は困難で、数次の編纂にわたるとなれば、成立時期を見極めることは、萬葉集の成立と同時期に求めるよりほかないかもしだい。しかし、現在の卷十三の姿から、時間的な幅はあつてもだいたいの時期に見通してをつけておくことは不可能ではない。

成立について、はじめに一つの明確な区切りを示したのは、やはり五味氏である。

さて此巻には養老六年の作があることは前に述べた。その歌の左註によつて穂積朝臣の作と知り得るのであるが、若し註者の云ふやうに朝臣の作でなかつたにしても、この註者は養老六年後の人でなければならぬ。

三三四一の左注にある穂積朝臣の佐渡配流が養老六年のことであることから、巻の成立は養老六年を遡らないとする。これは左注に記される内容であり、左注を施した段階がすでに養老六年を下ることは間違いない。しかし、それだけでなく、三二四一の反歌は本来、左注が示すように穂積朝臣老が佐渡配流時

に詠んだ歌であったと考えられる。⁽¹⁴⁾ それゆえ、三三四〇、三二四一の歌群が成立し、卷十三に載録された段階が既に、養老六年以後であったことは認められよう。このことから、五味氏は、

大体の推定として、
卷十三は「養老六年後神龜年中か天平初頭の編」ではなか
らうか。

とする。この、養老六年から神龜年中か天平初頭までとする時
期は、稻岡耕二氏による、卷十三の歌の表記や用字意識の検討
からも、支持されている。

用字面から、卷十三の表記は養老以降天平まで、遅くとも
天平初頭以前と解するのが穩當である。⁽¹⁵⁾

とする稻岡氏の表記・用字面からの推定は、各歌（歌群）の記
載年代として、歌が書き記され、書に定着を見た時期を推測さ
せる有力な手がかりとなる。それがそのまま卷十三の編纂時期
を特定することにならないのはもちろんあるが、その時期ま
でに、多くの歌が記載されたことは、養老六年から天平初頭ま
でに、卷十三の成立にとって一つの大きな区切りが存した可能

性を示していると言つて良い。

稻岡氏はさらに、作者が明記される数少ない歌群の一つであ
る三三三九～三三四三歌に、「箋」という特殊な借訓文字がある

こと」に関わってに次のように述べる。

箋は万葉集と肥前風土記にのみ見られる用字であつて、肥
前風土記には「名曰箋築」などと記されている。万葉集で
はこの三三三九の二例と卷八・一六〇三の家持歌に一例、

計三例のみである。一六〇三は天平十五年の作であるし肥
前風土記の成立も天平四年以後と認められているので、箋
の借訓字としての用例中年代の明らかな現存例は天平以降
ということになる。

当該の歌群は、「或本歌」から転載された異伝であり、「或本」
は、田辺福麻呂歌集ではないかとも推測されている。用字意識
が共通するからと言って、田辺福麻呂歌集からの転載とは言え
ないが、共通する用字意識が、同時代性を感じさせることは確
かである。稻岡氏の見解は、そのような異伝「或本歌」の載録
が、天平以降に行われたことを示唆するのである。

第三節 歌の成立

いくつかのテーマに即して、卷十三の研究をたどつてきた
が、やはり推測しうる成立などの年代には幅が生じ、また編纂
や成立、注記や或本の附加というさまざま要素が絡み合つ

て、卷十三の実体は不鮮明なままのように思われる。そこで、再び、卷十三に關わる年代的な徵証を管見によつて可能な限り、確認しておきたい。

まず、年代が最も明確なものは、先にも記した穗積朝臣老に関する三三四〇、三三四一歌群の左注であり、養老六年（七二二）以後に歌われたことになる。次に、上限が明確なものに三三四四、三三二五の皇子挽歌がある。「かけまくも あやに恐し 藤原の 都しみみに 人はしも 満ちてあれども」の冒頭は、この歌が持統八年（六九四）以後の歌であることを示す。また、持統十年（六九六）に薨じた高市皇子の、柿本人麻呂による殯宮挽歌（2・一九九～二〇二）が、当該の歌に類似する表現を多く持つことも参考にして良い。さらには、三三三五反歌「つのさはふ磐余の山にしろたへにかかる雲は皇かも」が、火葬の煙を詠んだものであれば、道昭が日本で初めて火葬に付された文武四年（七〇〇）以後のこととも言えるであろう。なお、当該歌の一応の下限としては、当然平城遷都の和銅三年（七一〇）を見るこども出来るが、上野誠氏によつて、「擬古の文芸」として位置づけられていることも考慮しておかねばなるまい。^{〔16〕} 藤原京を基点とする地名配列が為されている卷十三も、その編纂が平城遷都以前に始まつていたとは即断出来ないことと同じ

ように、藤原京が詠まれていると言つても、その歌が藤原京の時代に作られた歌かどうかはわからないのである。
しかし、奈良を基点とする歌は、平城遷都以前の歌とは考えがたいであろう。「幣帛を 奈良より出でて」が始まり、「吉野へと 入ります見れば 古思ほゆ」と結ばれる三三三〇、三三三一歌群は、平城遷都以後の作であろう。「そらみつ 大和の国 あをによし 奈良山越えて」（13・三三三五六）、「あをによし奈良山過ぎて」（三三三七）、「大王の 命恐み 見れど飽かぬ奈良山越えて」（同・三三四〇）も、奈良山を基点としている点で、平城遷都以後の可能性が高い。

一方、三二六三歌も、類歌である記歌謡九〇が『古事記』成立時にすでに存在していたわけで、和銅五年（七一二）の時点にはぼ同様の歌が歌われていたことになる。同一の歌ではないにしても、そこに見られる表現のほとんどは、和銅五年以前にまで遡りうるのである。

それぞれの歌に見られる表現によつて、先にも触れたように、後期的な性格をみることも可能である。「大王の命恐み」（13・三三四〇）や「天地の神」（13・三三八四、三三八六、三三八七、三三八八）、「妹が正香に」（13・三二九三）等の表現を持つ歌で、時代が明確なものは第三期以降に限られる点も、平

城遷都以後の作の可能性を示す一つの徵証となる。また、「剣大刀鞘ゆ抜き出でて」(13・三三四〇) や、「我が帶緩ぶ」(13・三三六三)などは、『遊仙窟』の表現を学んだとされる点で、その伝来の時期以降の作であることになる。『遊仙窟』は、慶雲元年(七〇四)の第七次遣唐使帰朝時か、養老二年(七一八)の第八次遣唐使帰朝時のいずれかとともに伝えられ、その表現については、「万葉集中で遊仙窟を利用したと思はれるものは一般に養老二年以前に遡ることはでき」ないともされている。⁽¹⁷⁾

加えて、挽歌である三三二七歌に詠まれた「三野の王」が、橘諸兄の父である美努王であれば、その没年は『続日本紀』により、和銅元年(七〇八)であったことが知られ、三三三七歌もその時の作である可能性が高くなる。但し、これが壬申の乱に功績があつたとされる小紫美濃王であれば、その没年は不明である。

なお、卷四の京職大夫藤原麻呂と大伴坂上郎女による贈答歌群(4・五三一～五二九)のうちに、卷十三の三三四四、三二六四歌の類歌——五二六、五二三歌が見出されることについても、先後関係が論じられている。はたしてどちらが先でどちらが後かは明らかでないが、二人による贈答の時期は、

京職大夫藤原麻呂が郎女に「姥」うた期間としては、養老

五年以後、天平元年と三年までの間の期間が一応の候補となる。しかしながら、万葉集卷四是ほぼ時代順に配列されていると認められ、五三四一五三五歌にうたわれている安貴王の事件が神亀元年(七二四)のころと考えられ、五三四一五四五歌が神亀元年十月の歌であることから推して、養老五年—神亀元年の間のことであつたと思われる。⁽¹⁸⁾ と推測されており、卷十三の歌二首もまた、相前後して存在していたことになろう。

以上が、卷十三に関わって浮かび上がつてくるおおよその年代である。こうしてみると、先学による研究において指摘された、「養老六年後神亀年中か天平初頭の編」(五味氏)や、「養老以降天平まで、遅くとも天平初頭以前」(稻岡氏)とされる時期、あるいは「金村などの第三期初期の歌人たちと同時があるいは幾分彼らに先立つ、模索・試行の時期」(遠藤氏)⁽¹⁹⁾ にさほど隔たりないと見えようか。多少は、平城遷都以前の歌とされるものも見られるが、時代としては、和銅から神亀までの第三期がほぼ重なり、天平以後であることが確実な例はなく、或本歌である調使首作歌(13・三三三九～三四三)がその可能性を有する程度である。ほとんどがいわば状況証拠のようなものであり、確証は得がないが、多くの指標が第三期を示すことは、そ

の時代との強いつながりを想像させるのである。

第四節 卷十三の編纂

そこで再び、卷十三の編纂について考えたい。従来の卷十三の研究においては、歌の発生および成立と、卷の編纂とその成立があまり明確に切り分けられないまま、問題とされてきたようと思われる。それぞれの段階を峻別して、考察を加える必要があるう。

まず、編纂を論じる時には、少なくとも次の段階を区別する必要がある。

I 原撰段階

II 異伝校合段階

「原撰段階」とは、卷十三の原形となるものの編纂が開始され、一応の形を見るまでを指し、方針として先にも示した、地名を

第一の配列基準とし、歌の内容も二次的な基準とすること(①)、作者未詳の歌群を載録すること(②)、本伝の内容を基準として各部立に分類すること(③)の三点を持っていた段階である。次の「異伝校合段階」は、原撰本が或本や人麻呂歌集

と照らし合わせ、異伝を取り込んでいった段階である。「注記追加段階」は、さらに注記が加えられ、最終的に「右何首」の左注が整えられた段階である。もつとも、注記には、異伝との校合を示すものが多く、「或本の歌に曰く」と記されること主体、注記と言つても良い。ゆえに、異伝との校合と、注記とは同時に行われた可能性が高い。さらにまた、原撰段階において、異伝との校合が行われたり、注記が追加されることもなかつたとは言いかねない。その点で、各段階は時間的には重なり合うこともあるうし、時系列で並べるようなことに意味はないであろう。このような曖昧さにも関わらず、一応の区別をしておくのは、むしろ位相としてのちがいがあると考えられるからであり、やはり異伝を書き加えた者と、注記を追加した者が異なる可能性もまた否定出来ないからである。卷十三の編纂を考えるには、各段階において求められる限りの徵証を手がかりにそれぞれの大まかな時期を確認しておくことは無駄ではないと考える。

このような区別をした上で次に注目すべきは、二つの注記に、「今案ふるに、」と記されることである。

今案ふるに、この反歌は「君に逢はず」と謂へれば理に合はず、「妹に逢はず」と言ふべし。

(13・三二六二)

今案ふるに、「妹によりては」と言ふべからず。まさに「君により」と謂ふべし。なにそとならば、すなはち反歌に「君がまにまに」と云へばなり。

(同・三三二八四)

いざれも、長歌と反歌の離齟を指摘する注であり、「今案ふるに」と書き出されている。この「今」は、まさしく注記追加段階の時点を指すこととなる。「今案ふるに」の形式は、集中十

七例を数え、各巻の分散状況は次のようにある。

卷一 三箇所（十五、十九、八三）

卷二 二箇所（九〇、一六六）

卷三 六箇所（二四七、二六〇、二六八、二七八、二八

八、三六八）

卷四 二箇所（四八七、五三〇）

卷六 一箇所（一〇三〇）

卷十三 二箇所（三三六一、三三八四）

卷十六 一箇所（三八〇五）

巻十三の他は、巻一から巻四までに偏つて現れ、巻六と巻十六に各一例ずつある。これらを見ていくと、まず巻一・十五の注記は、

右の一首の歌は、今案ふるに反歌に似ず。ただし、旧本にこの歌を以て反歌に載せたり。故に、今も猶しこの次に載

す。また、紀に曰く、「天豐財重日足姫天皇の先の四年乙巳に、天皇を立てて皇太子としたまふ」といふ。とあり、『日本書紀』が参考され、十九のそれには、

右の一首の歌は、今案ふるに、和ふる歌に似ず。ただし、旧本にこの次に載せたり。故以に猶し載す。

として『日本書紀』と『類聚歌林』が参考される。『日本書紀』の参照は、巻二・九〇の注にもあり、これらの注記段階は、すでに『日本書紀』が参考可能になつていた養老四年（七二〇）以降ということになる。また、この二つの左注は、当該の歌が反歌や和歌らしくないが「旧本」にあるので、そのまま載せるとするものである。前者には「今も猶しこの次に載す。」とあり、注記追加段階が「今」であり、「旧本」は、その原本を指すのではないか。

次いで、「今案ふるに」として左注が施される歌の時代は、中大兄の三山歌や額田王の三輪山の歌のような初期万葉に属する歌にとどまらない。巻三・二四七の左注には、「慶雲年中」（七〇四～七〇八）、「神龜年中」（七二四～七二九）と記され、作者石川大夫に二人の候補が挙げられている。同二八八歌も穗積朝臣老による、養老元年（七一七）の美濃行幸時の歌と推定され、同三六八の笠金村の角鹿の津作歌は、神龜初年頃（七二四

前後）とされる。卷四・三六八の聖武天皇が海上女王に賜う歌も、即位前後（七二四）頃とされる。卷六・一〇三〇は、さらには時代が下り、天平十二年（七四〇）藤原広嗣の乱に応じて行われた伊勢行幸での聖武天皇御製歌である。

なお、卷二・一六六と卷三・二六〇の左注が、「或本の歌」とともに記されていることは、異伝校合と注記追加が同時に行われた可能性を思わせる。これらの注記がすべからく同一の手による同時期のものかは不明であるが、「今」の意識を以つて注記を加えていく姿勢は共通しており、注記追加段階が「今」と認識されていたことは確かである。つまりその一方で、原撰段階

かに「古本」が存在しており、それとはまた別の本を書き記していたことを示す記述であり、「古本」によってかさねて載せるとする姿勢は、逆に歌を載せないとする判断が可能であったことを示唆するからである。載せないとすることは、その歌を書写しないという選択肢があつたことによるものと思われる。すでに存在していた本を切り貼りしていく行為の中では、そこに記されていた歌を切り離して削除することとなる。あり得ないことではないが、古本尊重の姿勢がある場合、古本の現状を破壊する行為は、慎むであろう。

それでは、古本および注記追加段階の本の成立は、どのように考へるべきであろうか。古本には既に、奈良朝の歌が載つていたと考えられる。奈良遷都（七一〇）後の作や、さらに穗積老配流の養老六年（七二二）の歌が、異伝ではなく本伝として載せられているから、古本の編纂作業は養老六年以降になると見て良い。相当数の奈良起點歌を含むことは、遷都後十二年以上を経ていればむしろ当然である。加えて、古本が原撰本であれば、それは注記段階から見て、古本と称される質—古さを持つものであつたことになる。古本と称する意識は注記追加段階、異伝校合段階において、今の本を再編纂しようとする意識の裏返しであり、そこには原撰と異伝校合、注記追加の間の時

間上の確かな断絶というものがあつたということである。異伝校合、注記追加の段階がいつであつたのかは、家持の手によるものと見れば、天平の後半以降のある時期になろう。伊藤博氏は、卷一・卷二の「今案ふるに」の注記について、

「今」の具体的時期は天平末期から勝宝前期にかけて十

五卷本編纂時に相違ないのである。⁽²⁰⁾

とし、天平十七年（七四五）から天平勝宝三年（七五一）まで五卷本編纂時に相違ないのである。

おわりに

古本の成立は、そこから古本と称しうるだけの時間をさかのばらせた時期に求められることになる。卷十三に関わる年代的な徵証を検討してきた結果、歌については、天平期の可能性を持つものは異伝にはあるものの、本伝はむしろ、概ね和銅から神亀までの第三期の可能性を持つものであつた。それゆえ、古本の成立は、やはり五味氏の指摘のように、「養老六年後神亀年中か天平初頭の編」（五味氏）としておくべきであろう。歌の成立については、養老六年以前の歌を多く載せており、それ以後、神亀年中の歌がいくらか混じる可能性があると言える。なお、

卷十三の成立について、原撰、異伝校合、注記追加の各段階に分けて、それぞれの年代について考察した。ここにおいて確認すべきは、卷十三が第三期以前の歌を中心載せることである。その点で、後期的な性格は当然認められるけれども、平城遷都以前の歌が載せられることも厳然たる事実である。

とりわけ、長歌単独の歌群には、三諸の山を詠む三二二二歌や、沼名川の底なる玉の三三四七歌という五三七終止のもの、また定型にはほど遠い美濃の山を歌う三三四二歌や越智の小菅の三三三三歌、七七七終止形式の三三〇〇、三三〇一歌（字余りを含む）など不整音句を有するものがあり、三三三〇から三三三一までの長歌三首の歌群も含め、記紀歌謡に通じる古さを感じさせるものが多い。このような歌群の成立事情を明らかにすることは「今」の段階での載録と考えるべきである。

さらには、三二三四一歌は、養老六年当初穂積朝臣老により單獨の短歌として詠まれたものであり、その後に、三二四〇の長歌の反歌として転用されるまでの時間を考慮に入れれば、本伝の歌が載録されていった「古本」の成立は、あるいは神亀改元（七二四）以降になつていたのではなかろうか。

し、古さを裏付けることはおそらく非常に困難であり、そのためこれまでに具体的な考察が加えられたことも少ないようである。

これらの古さを明らかにすることは難しいが、後期的な性格をのみ見ようとすることには慎重であるべきであろう。

とりもなおさず重要なことは、それぞれの歌群に即した読みを深めていくことであり、個々の表現を分析しつつ、年代的な徵証を積み重ねていくことである。

(1) 注 本論で「本伝」という場合、異伝に対する歌群を指す。なお、「釈注」は、「本文系統」とする。

(2) 五味保義氏「万葉集卷十三考」(『国語国文の研究』第二二号 京都国語国文研究会 昭和三年六月)。以後、五味氏の論の引用はこれによる。

(3) 「長歌考——万葉後期の成立と思われるものについて」(『古代和歌の基層』笠間書院 平成三年一月 初出昭和五年三月)

(4) 注(3)前掲論文

(5) (4) 太田善麿氏「万葉集卷十三の含む機制」(『古代日本文学思想論IV』 桜楓社 昭和四一年五月 初出昭和三四年十二月)

月)。以後、太田氏の論の引用はこれによる。

(6) 「万葉集卷十三管見」(『上代文学』一一号 上代文学学会

昭和三六年五月)

(7) 「万葉集卷十三の意味」(『古代文学の伝統』笠間書院 和五三年一〇月 初出昭和四九年三月)

(8) 「万葉の流傳歌」(『古代文学の伝統』初出昭和四八年十一月)

(9) 小野寺静子氏「万葉集卷十三反歌論」(『国語国文研究』第

四一号 北海道大学国文学会 昭和四三年九月)

(10) 「卷十三の位相」(『古代和歌の基層』笠間書院 平成三年一月 初出昭和五三年六月)

(11) 阿蘇瑞枝氏「万葉集卷十三の編纂私論」(萬葉七曜会『論集

上代文学 第二冊』笠間書院 昭和四六年十一月)。以後、阿蘇氏の論の引用はこれによる。

(12) 「十五卷本万葉」の意味するもの」(『萬葉集の構造と成立下』 城書房 昭和四九年十一月 初出昭和四一年七月)

(13) 伊藤博氏「国郡國式による配列」(『萬葉集の歌群と配列上』 城書房 平成二年九月 初出昭和五六六年十一月)

(14) このことについては稿を改めて述べる。

(15) 稲岡耕二氏「万葉集卷十三表記年代考——借訓文字を中心

に——』（『国語と国文学』第四一卷二号 東京大学国語国文学会 昭和三九年二月）。以後、稻岡氏の論の引用はこれによる。

(16) 上野誠氏「万葉史における卷第十三——擬古の文芸として位置づける」（美夫君志会『万葉史を問う』新典社 平成一年十二月）

(17) 小島憲之氏『土代日本文学と中国文学 中』 城書房 昭和三九年三月

(18) 北野達氏「藤原麻呂との贈答歌」（『セミナ—万葉の歌人と作品 第十一卷』 和泉書院 平成一七年五月）
注(10)前掲論文

(19) 「持統万葉から元明万葉へ」（『万葉集の構造と成立 下』 城書房 昭和四九年十一月 初出昭和四二年一月）

(かきみ しゅうじ／関西中央高等学校教諭)